

第5章 大規模な火事災害対策計画

第1節 計画の目的

大規模な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 市街地における整備の推進

市街地における大規模火災の発生の防止、火災に対する建築物の安全化など、被害の軽減を図るため、計画的な市街地の整備を推進し、災害に強いまちづくりに努める。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第1節 市街地整備の推進」に準じて行う。

第2 火災に対する建築物の安全化

1 消防用設備等の整備、維持管理

町及び消防本部は、県、事業者等と連携し、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

2 建築物の防火管理体制

町及び消防本部は、県、事業者等と連携し、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、診療所、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努める。

消防本部は、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図る。

3 建築物の安全対策の推進

町は、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

消防本部は、旅館等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導を行う。

第3 情報収集・連絡体制の強化

大規模な火事災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

第4 活動体制の強化

避難、負傷者の救出、消火活動等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

第3節 応急対策計画

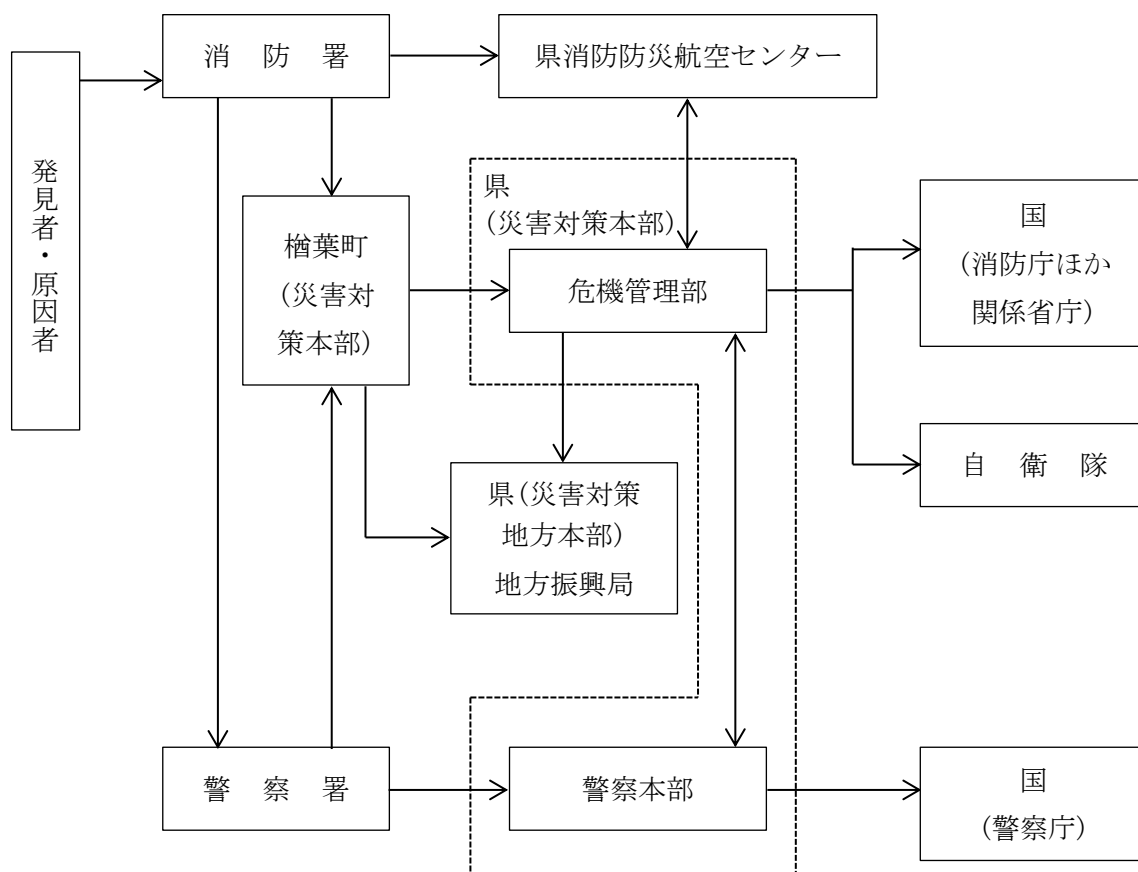
第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集

くらし安全対策課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、町から県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統 2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

大規模な火事災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

大規模な火事災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連携し、負傷者の救助、消火活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

3 避難・救助活動の実施

町、消防団、警察署は、関係機関と連携し、避難活動を行う。また、町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、避難・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動、第9節医療・救護活動、第10節避難活動」に準じて行う。

4 消火活動の実施

消防本部、消防団は、関係機関と連携し、消火活動にあたる。

なお、消火活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編第1章第13節 避難・誘導體制の強化」の定めにより、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第2 防災知識の普及・啓発

町、県及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第3 広報活動の実施

くらし安全対策課、政策企画課は、必要に応じて関係機関と連携し、広報活動を実施する。

なお、広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。

第4 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

